

令和7年6月18日(水)15:00～16:00

第2部 「労働保険未加入中の災害事例と適正な加入手続き」

講師:三田労働基準監督署 副署長 野口俊也

配 布 資 料 一 覧

資料No.	資 料 名
次 第	労働保険未加入中の災害事例と適正な加入手続き(研修次第)
発言メモ	労働保険未加入中の災害事例と適正な加入手続き(発言メモ)
①-1	費用徴収制度の見直しについて(通達)
①-2	通達別添(別紙1～5)
①-3	費用徴収の給付事例
①-4	費用徴収(リーフレット)
①-5	費用徴収関係法令
②	建設業の皆様へ(リーフレット)
③-1	職場における熱中症対策の強化について(リーフレット)
③-2	職場における熱中症対策の強化について(パンフレット)
③-3	熱中症予防のために(リーフレット)

令和7年6月18日
三田労働基準監督署
副署長 野口 俊也

労働保険未加入中の災害事例と適正な加入手続き

1 労働保険の未手続中の災害事例

(1) 東京労働局管内における未手続中の災害事例について

(2) 労働保険未手続を把握した端緒について

2 建設業における事務所等に係る労災保険の取扱いについて

3 費用徴収制度について

(1) 未手続事業主に対する費用徴収制度とは

(2) 費用徴収制度の運用強化の背景について

(3) 費用徴収制度の運用強化の内容

4 費用徴収の事務処理の流れ

(1) 故意又は重大な過失の認定の基準

(2) 故意又は重大な過失の認定に係る事務処理

(3) 徴収金の徴収の方法

(4) 徴収金の額等

5 労働保険未手続事業一掃対策における監督署の役割

(1) 労働保険未手続事業一掃対策において監督署は何をすべきか

(2) 監督署ですべき「連携」とは何か

(3) 本日の監督署からの情報提供

令和7年6月18日
三田労働基準監督署
副署長 野口 俊也

労働保険未加入中の災害事例と適正な加入手続き（発言メモ）

三田労働基準監督署の野口でございます。

本日は、令和7年度「労働保険未手続事業一掃推進員研修会」にお呼びいただきありがとうございます。お話ししたいことはたくさんあるのですが、時間が限られていますので、発言メモもお配りさせていただきましたので、お話しできなかった箇所がありましたら、後ほどお読みいただければと思います。

1 労働保険の未手続中の災害事例

（1）東京労働局管内における未手続中の災害事例について

未手続中災害とは、労働者が被災した時点において、適用となる保険関係が成立していない状態ということができます。ここでは、未手続中災害を把握し、署で成立手続をさせた事例をいくつか紹介します。

【事例1】

- ・ 事業の概要 再生可能エネルギー事業
- ・ 災害発生状況 工事中、足を滑らせて右膝靱帯を負傷した。
- ・ 未手続の原因 継続事業に係る保険関係は成立していたが、作業態様から建築の事業（工事現場の重機作業員）と判断し、一括有期事業に係る保険関係を成立させたもの。

【事例2】

- ・ 事業の概要 電気通信工事業（事務所）
- ・ 災害発生状況 ディスプレイ、端末移設作業時に体勢を崩し右足指を負傷した。
- ・ 未手続の原因 当初、一括有期事業に係る保険関係で請求されたが、作業態様から建築の事業には該当せず、事務所労災に係る保険関係を成立させたもの。

【事例3】

- ・ 事業の概要 労働者派遣事業
- ・ 災害発生状況 レストラン勤務中に、ポットのコーヒーが右腕にかかり火傷した。
- ・ 未手続の原因 被災者は派遣労働者としてレストランに勤務していたが、派遣元事業が労働保険未手続であったもの。

【事例 4】

- ・ 事業の概要 医療クリニック
- ・ 災害発生状況 通勤途中に転倒し、両膝を負傷したもの。
- ・ 未手続の原因 当該クリニックに従事する労働者は、全て関連会社からの出向労働者として従事していたが、労働保険未手続であったもの。

このように、労働保険に全く未加入であったもののほか、労働（労災）保険には加入しているものの、被災した労働者が適用できる保険関係を成立していない事業についても、未手続中災害として取り扱われます。

（2）労働保険未手続を把握した端緒について

労働保険未手続事業場については、これまで各種データや情報等から労働保険未手続と思われる事業場を把握しているところですが、ここでは、監督署において未手続中事業場を把握した事例について、いくつか紹介します。

【事例 1】

- ・ 把握の端緒 第三者からの通報
- ・ 把握した内容 監督署に「〇〇の会社は労働保険に入っていない」という匿名の投書があり、確認したところ、継続事業の被一括事業場として保険成立していた。

【事例 2】

- ・ 把握の端緒 医療機関を経由し、療養の給付請求書（様式第 5 号）の提出があり、支払処理のため OCR 入力したところ、労働保険番号が廃止されていた。
- ・ 把握した内容 様式第 5 号に記載されていた労働保険番号を確認したところ、事務組合の労働保険番号であったが、前年度末ですでに廃止（委託解除）されており、その後、労働者がいるにもかかわらず、事業主が個別成立をしていなかった。

【事例 3】

- ・ 把握の端緒 健康保険から負傷原因届に関する照会があり、通勤中の事故に係る負傷にもかかわらず健康保険を使用して治療していた。
- ・ 把握した内容 被災者に確認したところ、事業場は労働保険に加入していないため、事業主から「健康保険で治療してもらい、負担した 3 割分の治療費は領収書を持ってくれば支払う。」と言われた。

【事例 4】

- ・ 把握の端緒 被災労働者からの相談（方面からの情報提供）
- ・ 把握した内容 事業主に労災適用をお願いしたところ、「うちの会社は労働者ではなく業務委託として契約しているから労働保険に加入する必要はない。」と言われた。

【事例 5】

- ・把握の端緒 労災課での給付調査
- ・把握した内容 事業主に労災適用をお願いしたところ、「うちの会社は民間の保険に入っているから労働保険には加入しない。」と言われた。

いずれの事例も、事業主の労働保険制度の不知によるものや保険料負担を免れるための独自の解釈によるものであり、故意又は重大な過失に該当する可能性があります。

2 建設業における事務所等に係る労災保険の取扱いについて

【資料：建設業の事業主の皆さまへ（リーフレット）】

建設の事業においては、請負事業者がその請け負った工事の全部又は一部を他の請負事業者に請け負わせることが通例であり、数次にわたる請負工事をそれぞれ一つの適用事業場として扱うことは非効率であることから、下請事業を含め全体で一の事業とみなし、元請事業主のみを当該事業の事業主として取り扱っています（労働保険徴収法第8条）。

また、自社の現場作業者が自社の資材置き場や自社内において、元請事業に関連のない作業を行う場合があれば、それらは元請事業に係る業務とは認められず、自社の継続事業として「事務所労災」を成立する必要があります。

しかしながら、全国の一部の労働局において、「自社に現場作業者しか雇用しておらず、事務専従者がいなければ、事務所労災（継続事業）を成立させる必要はない」など誤った解釈で運用されていたことが判明したことから、建設業における事務所等労災に係る保険関係の取扱いについて明確化することを目的として、今年秋頃には正式に通知が発出されることになりました（厚生労働省から全国労保連に対し、周知文とリーフレットが送付される予定です。）。

周知説明用のリーフレット（建設業の事業主の皆さまへ）のとおり、「所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は、事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる」必要があり、保険料の算定に当たっては、「特定の工事現場に付随しない業務に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含める」ことが明確化されました。

これまで、事務所労災については、賃金額の算出が困難であるとして、労働者の賃金を案分するなどして算定していた事例も散見されましたが、今後は、正しい賃金額での算定が必要となります。

建設業に係る加入勧奨の際には、当該リーフレットを活用するなどして、適正な労働保険への加入指導をお願いします。

3 費用徴収制度について

【資料：未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて（通知）】

【資料：別紙 1 ～別紙 5、費用徴収の手続の流れ、費用徴収の給付事例】

【資料：労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます（リーフレット）】

【資料：関係法令（抄）】

本日は、研修会ということなので、費用徴収について学習したいと思います。

まず、厚生労働省では、平成 16 年 3 月の閣議決定「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」を踏まえ、労災保険の未手続事業主に対する費用徴収制度について、徴収金額の引上げや徴収対象とする事業主の範囲拡大を内容とする運用の強化を決定し、平成 17 年 9 月 22 日付けで都道府県労働局あてに通知を行いました。

（1）未手続事業主に対する費用徴収制度とは

ご承知のとおり、労災保険は、政府が管掌する保険であり、原則として一人でも労働者を雇用する事業主は、保険加入の手続を行った上で保険料を納付することが義務付けられるいわゆる強制保険です。

費用徴収制度とは、事業主が労災保険に係る保険関係成立の手続（以下「加入手続」といいます。）を行わない期間中に労災事故が発生した場合に、被災労働者に支給した保険給付額の全部又は一部を、事業主から徴収する制度であり、未手続事業主の注意を喚起し労災保険の適用促進を図ることを目的として昭和 62 年に創設されました。

（2）費用徴収制度の運用強化の背景について

平成 17 年当時、労災保険の適用事業であるにもかかわらず、加入手続を行わない未手続事業の数は約 54 万件に上ると推定され、労災保険制度の運営を行う上で、また、適正に手続を行って保険料を納付している事業主との間の費用負担の公平性を確保するためにも、これを早急に解消することが大きな課題となっていました。

このような中、平成 15 年 12 月の総合規制改革会議の答申において、当時の費用徴収の運用について、徴収対象となる事業主の範囲が限定的であること等について改善すべき旨の指摘がなされ、また、この答申を受けて、平成 16 年 3 月、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」において、未手続事業主の一掃に向けた措置として、より積極的な運用を図ることが閣議決定されました。

（3）費用徴収制度の運用強化の内容

この閣議決定を受け、厚生労働省労働基準局長は「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて（平成 17 年 9 月 22 日付け基発第 0922001 号/（最終改正）令和 5 年 7 月 20 日付け基発大 0720 第 1 号）を都道府県労働局長あてに通知しました。費用徴収制度強化の主な内容は以下のとおりです。

ア 加入手続について行政機関からの指導等を受けたにもかかわらず、事業主がこれを行わない期間中に労災事故が発生した場合、従来の取扱いでは「故意又は重大な過失により手続を行わないもの」と認定して保険給付額の 40%を徴収していましたが、これを改め「故意に手続を行わないもの」と認定して保険給付額の 100%を徴収することになりました。

イ 加入手続について行政機関からの指導等を受けていないものの、事業主が事業開始の日から 1 年を経過してなお加入手続を行わない期間中に労災事故が発生した場合、「重大な過失により手続を行わないもの」と認定して、新たに費用徴収の対象とし保険給付額の 40%を徴収することになりました。

ウ 費用徴収の対象となる保険給付について、従来は、当該事故に関し、保険関係成立届の提出があった日の前日までに支給事由が生じた保険給付（療養開始後 3 年以内に支給事由が生じたものに限る。）を費用徴収の対象としていましたが、これを改め当該事故に関し、保険関係成立届の提出があった日以後に支給事由が生じた保険給付も費用徴収の対象とすることになりました。

4 費用徴収の事務処理の流れについて

次に、費用徴収はどのような事務処理の流れなのかを説明します。

令和 6 年度、東京局管内で労働保険未手続災害がちょうど 100 件発生しました。

しかし、100 件すべてが費用徴収の対象というわけではなく、事業主の故意又は重大な過失が認定された場合に、費用徴収されることになります。

(1) 故意又は重大な過失の認定の基準について

労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第 31 条第 1 項第 1 号の事業主の故意又は重大な過失については、以下の場合に保険関係成立届の提出をしていないことについて故意又は重大な過失があるものと認定しています。

ア 故意の認定

① 事業主が、当該事業に係る事業に関し、労働局、監督署又は安定所から、保険関係成立届の提出のほか所定の手続きをとるよう指導（未手続事業場を訪問し又は当該事業場の事業主等と呼び出す方法等により職員が直接指導するものに限る。以下「保険手続きに関する指導」という。）を受けたにもかかわらず 10 日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

② 事業主が、当該事故に係る事業に関し、厚生労働省労働基準局長の委託する労働保険適用促進業務を行う全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会（以下「都道府県労保連」という。）又は同業務を行う都道府県労保連の会員である労働保険事務組合から、保険関係成立届の提出のほか所定の手続きをとるよう勧奨（以下「加入勧奨」という。）を受けたにもかかわらず、10 日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

イ 重大な過失の認定

事業主が、当該事故に係る事業に関し、保険手続きに関する指導又は加入勧奨を受けていない場合で、かつ、徴収法第3条に規定する保険関係が成立した日（以下「保険関係成立日」という。）から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときは重大な過失と認定されます。

ただし、下記のいずれかの事情が認められるときは、事業主の重大な過失として認定しないこととしています。

- ① 事業主が、その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認したために保険関係成立届を提出していなかった場合（当該労働者が取締役の地位にある等労働者性の判断が容易ではなく、事業主が誤認したことについてやむを得ない事情が認められる場合に限る。）
- ② 事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続きをとっている場合

（2）故意又は重大な過失の認定に係る事務処理について

ア 労働局、監督署及び安定所において、保険手続きに関する指導を行った場合には、当該事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに指導状況（指導の日付、指導の方法、担当者の職・氏名、相手方の職・氏名、指導の内容等）のほか、可能な範囲で、事業の開始年月日、事業の種類及び使用労働者数、労災保険のみ未手続の場合は当該事業の労働保険番号を記録しておきます。

イ 監督署長は、未手続事業で生じた事故について保険給付を行った場合は、労働局長に対し、「様式1 労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に係る保険給付通知書」（別紙1）によりその旨を通知します。その際、監督署において保険手続きに関する指導を行っていた場合は、上記アの記録内容に基づき、「様式2 保険手続きに関する指導の実施状況」（別紙2）を記載の上、様式1に添付することとなります。

ウ 労働局長は、監督署長から様式1及び様式2の提出があった場合には、事故が、当該事業主の故意により保険関係成立届を提出していない期間中に生じたものかの確認を行います。

エ 労働局長は、監督署長から様式1のみ提出があり、様式2の提出がなかった場合には、局適用主務課室及び安定所における当該事業主に対する保険手続きに関する指導の状況について確認を行うとともに、都道府県労保連から局適用主務課室に対し提供されている加入勧奨状況報告書の写しにより、当該事業主に対する加入勧奨の状況について確認を行った上で、これらの確認の結果を踏まえ、事故が当該事業主の故意により保険関係成立届を提出していない期間中に生じたものかの確認を行います。

この場合、確認を求められた安定所長は、労働局長に対し、当該事業主に対する指導の有無及びその内容について「様式 3 保険手続きに関する指導の実施状況について（回答）」（別紙 3）をもって回答を行うこととなります。

なお、都道府県労保連から加入勧奨状況報告書の写しが、局適用主務課室に提出されていない場合には、労働局長は、都道府県労保連会長に対し、当該事業主に対する加入勧奨の状況について「様式 4 労働保険加入勧奨業務の実施状況について（照会）」（別紙 4）により照会を行い、その回答により、当該事業主に対する加入勧奨の有無及びその内容について確認を行います。

オ 上記イからエにより、当該事業主の故意が認められない場合には、労働局長は、下記の方法等により、事故が当該事業主の重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じたものであるかの確認を行います。

- ① 被災労働者をはじめとする関係者からの徴収
- ② 労働者名簿、賃金台帳等関係書類の確認
- ③ 労働基準行政情報システムにおける事業場基本情報の確認
- ④ 法人登記簿謄本、商業登記簿謄本等の閲覧
- ⑤ 当該事業主が所属する事業主団体への照会

（３）徴収金の徴収の方法について

徴収金の債権管理及び徴収事務は、国の債権の管理等に関する法律及び関係法令によるほか、次により行います。

なお、徴収金には延滞金を課さないものとして取り扱われます。

ア 費用徴収を行うことを決定した場合には、当該事業主に対し保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の額等を「様式 5 法第 31 条に規定に基づく費用徴収の決定通知書」（別紙 5）により通知するとともに、納入告知書を送付します。

イ 徴収金については、債券の種類は損害賠償金債権とし、歳入科目は労働保険特別会計労災勘定の（款）雑収入（項）雑収入（目）雑入となります。

（４）徴収金の額等について

ア 費用徴収は、保険関係成立届の提出期限（保険関係成立日の翌日から起算して 10 日）の翌日から保険関係成立届の提出があった日の前日までの期間中に生じた事故に係る保険給付（療養（補償）給付及び介護（補償）給付を除く。）であって、療養を開始した日（即死の場合は事故発生の日）の翌日から起算して 3 年以内の期間において支給事由が生じたものについて、支給の都度行います。

イ 徴収金の金額は、下記のとおりです。

- ① 事業主の故意が認定される場合には、保険給付の額に 100 分の 100 を乗じて得た額

ただし、事業主が保険関係成立届の提出を行うことができなかったことにつ

- いて、相当の事情が認められる場合は、本省あて協議を行った上で決定した額
- ② 事業主の重大な過失が認定される場合には、保険給付の額に 100 分の 40 を乗じて得た額

ただし、法第 8 条第 2 項の適用により平均賃金を上回る額が給付基礎日額とされる場合等で、保険給付の額に 100 分の 100 を乗じて算出された額が労働基準法の規定による災害補償の価額を超える時には、当該災害補償の価額をもって徴収金の額となります。（※別添参照）

なお、法第 8 条第 2 項では「労働基準法第 12 条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定められるところによって政府が算定する額を給付基礎日額とする。」と規定されており、同法施行規則第 9 条第 1 項（給付基礎日額の特例）によって、所轄監督署長が算定する額を給付基礎日額としている。

具体的には、業務外の事由による負傷又は疾病や親族の看護のためによる休業期間及びその期間中に受けた賃金を控除して算定した平均賃金に相当する額を給付基礎日額とする場合や自動変更対象額（給付基礎日額の最低保障額）が適用される場合などが該当します。

5 労働保険未手続事業一掃対策における監督署の役割について

（1）労働保険未手続事業一掃対策において監督署は何をすべきか

令和 6 年 10 月 17 日に開催された労働保険未手続事業場一掃対策ブロック会議でもお話しさせていただきましたが、監督署の職員は、複雑困難化する労災保険給付事務と併せ、保険関係の成立手続に來られる事業主等への窓口対応に日々追われるあまり、労働保険の未手続事業場の解消について、あまり意識をせずに業務を行っている状況にあります。

ここにお集まりの監督署の皆さんの中にも、適用担当課長又は適用担当者になって、初めて「労働保険未手続事業一掃」という事業があり、この事業は、東京労働局の最重点課題の一つであるということを知ったという方も多いのではないのでしょうか。

この事業は、受託事業者である全国労保連東京支部と行政（ハローワーク・監督署）が連携して労働保険未手続事業の的確な把握及び解消を図ることを目的としています。

労働保険未手続事業場の一掃という大きな課題に取り組むにあたり、監督署として何をすべきか、また、何ができるかなどについて、改めてお話しします。

まず、監督署の皆さんにお願いしたいのは、この事業を円滑に運営するために、毎年「労働保険未手続事業一掃対策業務実施計画」が示されているところですが、それに付随する業務実施要領や業務フローを理解し、現在の事務処理が実施要領等

に沿ってなされているかを検証していただくことです。

先般、令和7年4月25日付け東労徴発0425第1号「令和7年度労働保険未手続事業一掃対策業務実施計画について」が徴収部長名で通知されていますので、「労働保険未手続事業一掃対策業務実施要領」及び「労働保険未手続事業一掃対策業務フロー」と併せ、改めて労働保険未手続事業一掃対策の仕組みや業務フローの確認をお願いします。

(2) 監督署ですべき「連携」とは何か

この業務実施計画を読みますと、未加入災害や確認請求などの保険事故を契機として未手続事業を把握した際の局、署・所における連携のほか、労保連東京支部との連携についても記載がありますので、本日は、この点についてお話しします。

業務実施計画では、局と労保連東京支部は年2回協議会を開催し、専門部会において労働保険未手続事業解消のための協議、連絡調整を行うこととされています。

また、局は労保連東京支部が開催する事務組合協議会会議や適用促進部会に出席し、状況把握・情報交換に努めるほか、各地区協議会・ハローワークが開催する適用促進会議にも出席し、労働保険未手続事業解消の底上げを図ることとしています。

そして、署・所は地区協議会による適用促進会議を定期的に行い、労働保険未手続事業解消のための協議、連絡調整、情報交換等を行うこととされています。

各地区協議会によって名称や回数は異なると思いますが、適用促進会議が年に数回開催され、監督署からも担当課長や適用担当者が出席することと思います。

私はこれまで、墨田協議会の適用促進会議に出席してきましたが、その時考えましたのは、何も準備をせず、ただ出席するのであれば、地区協議会やハローワークにも大変失礼なこととすし、何より時間の無駄になってしまうということです。

そこで、せっかく会議に出席するのですから、監督署からも有益な情報等を発信することで実りの多い会議にしたい、そのことが結果的には、推進員の方が事業所を訪問勧奨する際の大きな力になるのではないかと考え、労災・適用業務に縛られず、監督・安全衛生等からも情報を集めて情報発信することにしました。

私自身は適用促進会議で情報発信するために、監督署の監督部署や安全衛生部署を回り、情報の提供を受けることで、自分自身の知識の向上のほか、署内連携が図れるようになりましたが、監督署の立場から言わせてもらいますと、局で各部署から情報を収集し、その内容を各監督署に情報提供いただければ、全ての適用促進会議で偏りのない情報発信ができると思うので、是非、ご検討いただければと思います。

(3) 本日の監督署からの情報提供について

【資料：職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）】

【資料：職場における熱中症対策の強化について（パンフレット）】

【資料：熱中症予防のために（リーフレット）】

ア いわゆる「スポットワーク」の労働者に係る留意点について

令和7年度の年度更新もスタートしているところですが、近年の多様な働き方の拡大に伴い注目されているいわゆる「スポットワーク」の労働者（短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働く労働者）について、少なくとも労働保険料のうち労災保険分の算定基礎に含める必要があることを事業主等に周知いただき、当該労働者にかかる賃金額を漏れなく算定・申告納付するようお願いします。

イ 職場における熱中症対策の強化について

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。

この改正により、以下の措置が事業者には義務付けられます。

(ア) 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業員」
- ②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

(イ) 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体のコリ
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28 度又は気温 31 度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

